

鳥取県議会議長 内田 博長 様

鳥取県議会情報公開審査会
会長 岸田 和久

答 申

公文書不存在決定処分（○年○月○日付鳥取県議第○号）に係る審査請求に関する○年○月○日付鳥取県議第○号による当審査会に対する諮問について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

第2 本件審査請求に至る経緯

○年○月○日 開示請求
同月○日 公文書部分開示決定
○年○月○日 審査請求
同年○月○日 ○年○月○日付公文書部分開示決定を取消し
同日 公文書部分開示決定及び公文書不存在決定
同月○日 ○年○月○日付審査請求について却下裁決
同月○日 審査請求

第3 開示請求の内容等

1 開示請求の内容

「陳情書の提出における本人確認の簡略化」に関する意見について、意見の処理・議論の経過が分かる文書。関連する陳情、議員等からの意見も含め、鳥取県議会が作成、取得、保有するすべての文書を、決裁プロセスがわかる形で開示することを請求する。

2 決定の内容

公文書不存在決定

3 決定の理由

- (1) ○年○月○日付で公文書部分開示決定を行った文書のほかには、「陳情書の提出における本人確認の簡略化」に関する意見を受けていないため。
- (2) ○年○月○日に鳥取県議会事務局が受信した電子メール（以下「本件受信メール」という。）は、特定の陳情書の提出手続中である者からの当該手続に関する照会又は意見交換を求めるものであって、広聴制度である「県民の声」の対象外であることから、「県民の声」としての処理を前提とする公文書は存在しないため。
- (3) ○年○月○日に鳥取県議会事務局が発信した電子メール（以下「本件送信メー

ル」という。)は、所属長による口頭での決裁のうえ施行したものであり、処理の経過に関する公文書は存在しないため。

第4 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

鳥取県文書の管理に関する規程(平成24年鳥取県訓令第2号。以下「文書管理規程」という。)や「県民の声の聴取及び対応等について」(平成15年4月24日県民第35号県民室長通知)などに照らし、本件開示請求に係る公文書を作成していないとするのは違法又は不当であり、再度の探索をし、開示することを求める。

2 審査請求の理由

- (1) 本件の経緯として、審査請求人が議会事務局に対して、陳情書の提出に係る本人確認の簡略化を求める要望を伝えたにもかかわらず、それについて議長や議会運営委員会に対して伝えたかどうか質問をしても長きにわたり返答がないなど、不誠実な対応がなされたため、やむなく開示請求を行ったものである。
- (2) 本件受信メールは、陳情書の提出に係る本人確認の簡略化について議運で協議してほしいという内容を含むものであるから、個別事案に関する照会ではなく、将来に向けての意見・要望として「県民の声」として登録がなされているべきであり、その処理に係る文書が開示されなければならない。
- (3) 仮に「県民の声」として登録されていなくても、本件受信メールを議会内で供覧する際の議員への配付文書が存在する。これについては別の開示請求において既の開示を受けて実在を確認しており、確かに、本件開示請求の時点では存在しなかったものであるが、その存在が明らかになった後に作成された弁明書においてなお、実際には存在する文書の存在を否定するような記載がなされたなどの対応は問題があるものとする。
- (4) 文書管理規程第10条の規定によれば、職員は意思決定に至る経緯及び過程に係る文書を作成する義務があり、本件送信メールに係る決裁を口頭で行っているのは違法で、紙面又は電子会議室により上司の決裁を得たことを証する記録が残っていなければならない。その決裁過程に係る文書が開示されなければならない。もし事案の内容によってメールの送信について口頭で決裁を行うことがあるのであれば、決裁の記録を残すか口頭で決裁を行うかについての基準がなければならない。

第5 審査庁の諮問理由の要旨

1 本件審査請求は、次のとおり理由がなく、棄却されるべきである。

2 本件受信メールに係る公文書の不存在について

- (1) 本県の「県民の声」制度は、県民からの意見、提言、アイデア等を広く受け付けて県政に反映するための広聴制度であり、本県議会に対する意見等についても、「県民の声」制度によるものとして受け付けることがある一方、必ずしも全ての意見等を「県民の声」制度の対象として登録することが義務付けられているものではなく、所管する事務手続き等に関する個別の要望については「県民の声」制度の対象としない取扱とすることも許容されるものである。

(2) ここで、本件受信メールの内容は、陳情書の電子メールによる提出について、以前の定例会の際に本県議会事務局とのやりとりに使用したものと同一電子メールアドレスから送信しているため、明らかに本人であることが分かるはずであるから、本人確認書類の提出を定例会ごとに求めるのではなく1年程度は有効とすることについて協議をしてほしい旨の意見を含むものであることが認められる。

(3) しかし、本件受信メールの趣旨を、特定の陳情書の提出手続きに関するメール送信者の個別の要望であるものと捉え、「県民の声」制度の対象としては登録せず、本件送信メールにより返答を行った処分庁の対応が、違法又は不当なものであるとまではいえず、「県民の声」としての登録を前提とした公文書は存在しないものと認められる。

(4) また、審査請求人は、仮に「県民の声」として登録されていなくても、その内容を記載した議員への配付文書が存在する旨を主張するが、本件開示請求がなされた○年○月○日時点において、「陳情書の提出における本人確認の簡略化」に関する意見を議員へ伝達するような文書は存在していなかったため、本件開示請求の対象としなかったものである。

3 本件送信メールに係る公文書の不存在について

(1) 本件送信メールは、審査請求人から鳥取県議会事務局の代表メールアドレス宛てに、陳情としての取扱いを希望する文書○件が送信されたところ、本人確認書類の添付がなかったことから、審査請求人に対して期限内に本人確認書類の提出を依頼する趣旨で送信されたものであると認められる。

(2) ここで、陳情書提出時の本人確認の方法については、関係法令等により明確に定められており、また、鳥取県議会のホームページには、当該関係法令等とともに、陳情書の提出において必要とされる本人確認書類の種類と提出方法に関する説明も公開されている。そして、本件送信メールの記載事項は、その範囲を逸脱しない内容を伝達し、本人確認書類の提出を依頼したものであることが認められ、このような事務手続きは、審査請求人に限らず陳情としての取扱いを希望する文書を提出した者に対しては一般的に行われるものと考えられ、本件送信メールは特定の者に対して特別な対応を依頼するような性質のものではなかったことが認められる。

(3) 文書管理規程第10条の規定の趣旨に鑑みると、このように処理方法が明確に定められた事務手続の中で相手方に対して担当職員が一般的に行う電子メールの送信についてまで、全てに係る意思決定に至る組織内での経緯及び過程を文書（電磁的記録によるものを含む。）として記録を作成する義務を課しているものとまでは解されず、本件送信メールについて、同条の「処理に係る事案が軽微なものである場合」に該当するものとして、所属長の口頭による決裁を経て施行したことは、違法又は不当とはいえない。

4 その他、審査請求人の主張する対象公文書が存在することを窺わせる事情はない。

第6 調査審議の経過

令和4年7月1日 諮問

同月13日 審査請求人が口頭意見陳述を申立て

- 同日 審査請求人が意見書を提出
同月15日 第1回鳥取県議会情報公開審査会（審議）
同月20日 鳥取県議会議長に対して意見書又は資料の提出要求
同月21日 鳥取県議会議長が意見書を提出
同月23日 審査請求人が意見書及び資料を提出
同年8月2日 第2回鳥取県議会情報公開審査会
（審査請求人による口頭意見陳述及び審議）
同年9月14日 第3回鳥取県議会情報公開審査会（審議）

第7 審査会の判断

- 1 本件受信メールに係る公文書の不存在について
 - (1) 本件受信メールには、陳情書提出時の本人確認の簡略化について今後検討・議論をしてほしいという要望が含まれていることが認められ、これを鳥取県の「県民の声」制度に則って登録をすべきであったかどうかについては意見が分かれるところである。しかし、当審査会としては、本件開示請求に係る公文書が存在するか否かという観点から調査審議を行うところ、処分庁によれば本件受信メールに記載のある意見を「県民の声」として登録していないとのことであり、これに反する事実・証拠は認められなかった。そのため、本件受信メールについて「県民の声」の登録を前提とした文書が存在する事実は認められない。
 - (2) また、陳情書提出時の本人確認の簡略化に関する意見について記載のある議員への配付文書が存在することを確認したが、本件開示請求が行われた○年○月○日時点においてはまだ作成されていなかったものであり、本件における開示の対象とならないことはやむを得ない。
- 2 本件送信メールに係る公文書の不存在について
本件送信メールの内容は、陳情書提出時の本人確認の手続きについて、関係法令等の定めに基づき、また、鳥取県議会のホームページに公開されている事項について、相手方に説明するものであることが認められ、このような事務処理は本件に限らず一般的に行うものであると考えられる。そのため、処分庁において、「処理に係る事案が軽微なものである場合」に該当するものとして、文書管理規程第10条の規定に基づく文書の作成義務はないと考え、メールの送信に係る決裁の記録を作成していなかったとしても違法とまではいえない。その他、本件送信メールに係る決裁の記録が作成されたことを示す事実・証拠は確認できず、当該公文書が存在するとは認められない。
- 3 以上より、本件開示請求に対する公文書不存在決定処分は維持されるべきであり、本件審査請求を棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当であるものとの結論に達した。

第8 附帯意見

- 1 公文書の開示を請求しようとする者に対して適切な情報提供を行うこと
陳情書提出時の本人確認の簡略化に関する意見について記載のある議員への配付文書について、開示請求のあった○年○月○日時点においては作成されていなかったもの

であるため、本件における開示の対象とならないことは第7の1の(2)のとおりである。しかし、該当文書が○年○月○日付けで議員に配付され、同年○月○日に審査請求がなされた後においてなお、処分庁が同月○日に提出した弁明書において審査請求人の主張に対して「不知」と記載するなど、あたかも該当文書が存在しないかのような態度をとり続けたことは非常に問題のある対応であったと考える。

情報開示制度の趣旨からすると、たとえ本件においては対象公文書として開示することができないとしても、開示請求者の求める文書の存在について適切な教示を行い、改めて開示請求を行うことを促すなど、丁寧な対応を行うのが本来の姿である。

そこで、今後の情報公開事務の処理に当たっては、公文書の開示を求める権利が十分に保障されるよう、開示を請求しようとする者に対して該当公文書の特定に関する情報を適切に提供するなど丁寧な対応を行うことを求めるものである。

2 県民から寄せられる意見や要望に対して誠実な対応を行うこと

審査請求人は、陳情書の提出に係る本人確認の手続きの簡略化について協議してほしい旨の要望を議会事務局職員に伝えたが、その後当該要望内容を議長や議会運営委員会に伝えたのか質問をしても無視され続けたと主張している。また、当審査会に提出された資料からも、当該要望について、対応可能なものかどうかや今後の展望などについて議会事務局から回答をしたことは読み取れない。

本件における審査請求人の要望の内容は制度の改正を求めるものであるから、本件送信メールにより現行制度の説明を行っていても、その要望に対しては何ら返答をしたことになっておらず、審査請求人としては自身の意見が無視され続けて非常に不誠実な対応をされたという受け止め方になってしまったことも理解できる。

両者の間での意思疎通が図られていなかったことが本件の一つの要因となっていると考えられるため、今後、県民から寄せられる意見や要望に対しては丁寧にその趣旨を汲みとり、より一層誠実な対応を行うことを求めるものである。

(答申を行った委員の氏名 (会長以外は、五十音順))

会長	岸田	和久
委員	尾崎	真理子
委員	衣笠	克則
委員	佐藤	匡
委員	米田	由起枝